

サンパワーPシリーズ太陽電池モジュール 製品・出力保証

本保証は、2018年1月1日以降に日本国内で販売される製品モデル番号が「SPR-P19」から始まり「COM」で終わる、サンパワー社の太陽電池モジュールに適用される。

1. 保証

サンパワー社は（以下「サンパワー」と呼ぶ。）は保証開始日¹から25年間（以下「保証期間」という。）、上記で指定した同社の太陽電池モジュールが、通常の適用、設置、使用、及び稼働条件のもと太陽電池モジュールに材料または製造上の欠陥がないこと、ならびに太陽電池モジュールの出力が、最初の1年間において最大出力の下限值²の97%を下回らないこと、及び2年目から25年目までの年次の低下が0.6%を上回らず、それゆえ本保証期間の25年目の最終日において出力が最大出力の下限値の82.6%を下回らないことを保証する。

2. 保証請求方法および保証範囲

太陽電池モジュールが本保証において適合しない場合において、出力の損失の原因が下記第4項に規定される除外事項以外にあるとサンパワーがその裁量で判断したときは、サンパワーは本保証期間中、本保証の規定に従い、欠陥ある太陽電池モジュールについて修理、（新品もしくは修理済みのものと）交換、または返金をする。

サンパワーに本保証の対象となる有効な請求を行うことができると考えた場合には、ただちに太陽電池モジュールの販売・設置業者もしくはサンパワー認定設置業者に通知するか、またはサンパワーに直接連絡するものとする。保証請求には、太陽電池モジュールの引渡日を示す証拠、当該太陽電池モジュールのシリアル番号および製品番号、ならびに保証請求の根拠を添えるものとするが、提出を求められるものはこれらに限定されない。サンパワーによる事前の書面による許可がある場合を除き、太陽電池モジュールの返品は受け付けられないものとする。

サンパワーが、その裁量により有効な請求であると判断した場合には、(a) 補修、(b) 交換、または (c) 本保証書に定める内容の返金のいずれかを本保証の定めに従って行う。サンパワーが当該太陽電池モジュールにつき補修または交換を行うことを選択した場合、サンパワーは (i) 設置場所からのサンパワーまでおよび (ii) サンパワーから設置場所までの修理または交換済みの太陽電池モジュールの返送に要する合理的かつ通常の運送費用を負担する。

サンパワーが太陽電池モジュールを交換することを選択した場合、サンパワーは当該太陽電池モジュールを、同等以上の出力定格を持ち、電気的および機械的に互換性のある太陽電池モジュールに修理または交換するための合理的な努力をする。このことが商業的に実現困難な場合には、サンパワー社は、当初購入価格に最大保証出力値および実際の出力値の差を乗じたもの、または当初購入価格のいずれかを返金するが、当初購入価格は保証開始日以後60か月以降に提出された請求については比例配分されるものとする。

3. 保証請求に関する一般条件

- 保証請求は、いかなる場合でも本保証期間内に提出しなければならない。
- 保証請求は、(i) 請求書に名前が示されている当初の最終購入者、および(ii) 請求書に名前が示されている当初の最終購入者から太陽電池モジュールを転得した者（承継または譲渡が十分に証明されることを条件とする）により、またはこれらの者を代理してのみ提出することができる。
- 太陽電池モジュールが種類を問わず可動性プラットフォーム上で使用される場合には、本保証期間は12年間と限定される。
- 太陽電池モジュールを交換する場合には、交換された太陽電池モジュールはサンパワーの所有物となる。

¹ 「保証開始期間」は (i) 太陽電池システムの系統連携日、または (ii) サンパワーによる引渡日の6か月後のいずれか早い方の日付とする。引渡日が確認できない場合は、代わりに製造日を用いる。

² 「最大出力の下限值」は、ラベルに示されている最大出力から最大出力公差を引いた値または最小定格出力として定義される。最大出力値は標準試験条件（1000W/m²、AM1.5、25°C NREL校正のSOMS current, LACCS FF and Voltage）での出力値をいい、IEC61215に記載されるとおり、IEC60904で測定され、計測公差は3%である。）サンパワーモジュールは、いかなる場合も、正確な出力測定のために掃引速度200msを要求する。サンパワーは要請に応じて詳細な検査手順または公認検査機関のリストを提供することが可能である。

4. 除外および制限事項

本保証は、以下のいずれかに該当する場合には、適用されない。

- a) 以下のいずれかの状態になる太陽電池モジュール：(1) 誤用、不正使用、放置もしくは事故、(2)改造、不適切な設置もしくは撤去（不適切な設置とは、サンパワーの安全設置取扱説明書（書面はサンパワーの独自の判断で随時更新され、当初のものとは異なる場合がある）に不遵守、もしくは適用のある国および地域の法令等の不遵守を含むがこれに限定されない）、(3) サンパワーの認定保守技術者以外の者による修理もしくは改良、(4) 電圧、風荷重、もしくは雪荷重の仕様を超える条件、(5)電源障害サージ、落雷、洪水もしくは火災、人、昆虫、動物もしくは工業化学物質への暴露から受ける破損、またはサンパワーの支配外にある衝撃または他の事象から生じるガラス破損
- b) 太陽電池モジュール材料の通常の損耗に起因する表面的な影響、または本保証で保証されている出力の値を下回らないその他の外観的な変化。太陽電池モジュール材料の通常の損耗には、フレームの退色、ガラス皮覆の風化、および個々の太陽電池または太陽電池モジュールの全ての部分の周囲または上部の変色部分を含むがこれらに限定されない。
- c) 塩水域と直接接する可能性があるサンパワーの裁量で判断される場所に設置された太陽電池モジュール
- d) 型式またはシリアル番号を含むラベルが変更され、除去され、または判読不能となっている太陽電池モジュール
- e) サンパワーの明示的な書面による承認なく当初の設置場所から移動された太陽電池モジュール
- f) 集合住宅を含む一般住宅向けに設置された太陽電池モジュール

サンパワーは、本保証に基づく不履行または履行遅滞が、天災、労働争議、公的機関の行為、戦争、暴動、ストライキ、禁輸、テロリスト、民事当局もしくは軍事当局の行為、火災、洪水、ハリケーン、台風、竜巻、火山活動、地震、津波、事故またはサンパワーの合理的な支配を超えたその他の原因もしくは状況により引き起こされた場合には、顧客またはいかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとする。

5. 保証の譲渡

本保証は、保証権利者がサンパワーの下記の住所に対して90日以内に譲渡を通知した場合に限り、譲渡可能である。

6. 保証範囲の制限

日本の強行法規に基づく制限（製造物責任法に基づく責任が含まれるがこれに限定されない。）を前提として、本保証は他の全ての明示または黙示の保証（商品性および特定の目的、使用または用途への適合性の保証を含むがこれらに限定されない。）ならびにサンパワーの他のすべての義務または責任に明示的に代わるものであり、これらを排斥する。ただし、当該他の保証、義務または責任が、サンパワーにより明示的に書面で合意され、署名され、承認されている場合には、この限りではない。相反するいかなる条項に限定されることなく、サンパワーは、太陽電池モジュール（モジュールの欠陥、使用または設置を含むがこれらに限定されない。）から生じ、または関連するあらゆる原因により一切の人的もしくは物的な損害もしくは損傷、またはその他の一切の損失もしくは損傷について、何らの義務も責任も負わないものとする。サンパワーは、いかなる状況においても、原因を問わず、特別損害、間接損害、付随的損害または、派生的損害については一切賠償責任を負わないものとする。したがって、逸失利益、収益の減少、使用の制限、生産の減少、事業機会もしくは営業上の信用の逸失、資本コスト、代替電力費用、資金調達費用、燃料費は、これらに限られるものではないが、特に保証の範囲から除外される。損害賠償またはその他がある場合におけるサンパワーの責任総額は、保証請求の原因となった提供済みまたは提供予定の製品一式またはサービスに対して顧客がサンパワーに対して支払った金額を超えないものとする。

本保証の規定が裁判所またはその他管轄権を持つ機関により無効または強制執行不能であると判断された場合には、当該規定は必要最小限の範囲で修正されるものとし、本保証のその他の規定はなお効力を有するものとする。